

国内手配旅行取引条件説明書面

旅行業法第 12 条の 4 による旅行条件説明書面
旅行業法第 12 条の 5 による契約書面

この書面は、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」（以下「契約」といいます。）とは、株式会社トラベルハート（以下「当社」といいます）がおお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

2. お申込みについて

- 当社所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、旅行代金の 20%相当額以上のお申込金をお預かりいたします。なお、お申込金は旅行代金の一部として残金お支払いの際に精算させていただきます。
- お電話によるお申込みお受けいたします。この場合、別途申込書と申込金を当社に提出していただきます。
- 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- 当社の業務上の都合があるとき。
- 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると判断するとき。
- お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社らの信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

4. 契約の成立

- 契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- 当社は契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。
- 通信契約は 1 の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- 当社は 1 の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする契約であって旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において、契約は当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

5. 契約書面

当社は、お客様と旅行契約を締結したときは、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び、当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。但し、当社が手配するすべての旅行サービスについて航空券、乗車券、宿泊券、各種パウチャーその他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、契約書面を交付しないことがあります。

6. 旅行業務取扱料金

- ご旅行の予約手配、宿泊券類の発行に対しては旅行業務取扱料金として次の料金を申し受けます。

■旅行取扱料金（手配旅行契約）

取扱料金	宿泊機関と、運輸機関・航空券・観光券等の複合手配旅行の場合	旅行費用合計額の 20%以内 (下限 1,650 円)
	宿泊機関を単独で手配する場合	宿泊機関 1 件 1 手配につき費用の 20%以内 (下限 550 円)
	運輸機関を単独で手配する場合	運輸機関 1 件 1 手配につき費用の 20%以内 (下限 1,100 円)
	観光券等を単独で手配する場合	サービス機関 1 件 1 手配につき費用の 20%以内 (下限 1,100 円)

(注)「手配」とは、予約の必要のない発券のみも含みます。

(注)「運送機関を単独で手配する」とは、航空・J・R・私鉄・バス・フェリー等を手配することをいいます。

(注)「観光券類の手配」とは、観光、入場、食事その他のサービス機関の手配をすることをいいます。

■旅行相談料金（旅行相談契約）

相談料金	(1) 旅行計画作成のための相談	基本料金 (30 分まで 2,200 円)、以降 30 分ごとに 2,200 円
	(2) 旅行計画の作成	1 件につき 2,200 円
	(3) 旅行に必要な費用の見積	1 件につき 1,100 円
	(4) 旅行地及び運送・宿泊機関、その他旅行に関する情報提供	1 件につき 1,100 円

・クーポンお引渡し後、お客様のお申し出により旅行を中止される場合でも旅行業務取扱料金の払い戻しはいたしません。また、お引渡し前であっても手配の全部または一部が終了している場合は、その割合に応じた旅行業務取扱料金をいただきます。

7. 変更・取消について

お客様の都合により変更または取消のお申し出があったときは宿泊・運輸機関の定める取消料のほかに当社は旅行業務取扱料金に加えて取消・変更に係る取扱料金として次の料金を申し受けます。

変更・取消 手続料金	宿泊機関の予約変更・取消	1 件手配につき 5 5 0 円
	運輸機関、観光券等の予約変更・取消	1 件手配につき 1, 1 0 0 円

- 予約を取消された場合、または使用されなかった場合は、当社にて宿泊日を基準に、又連泊の場合は第 1 泊目の宿泊料を対象として、各宿泊施設の約款で定める取消料率による取消料をいただき残額を払い戻します。尚、使用されなかった宿泊券の払い戻しについては、宿泊日から 1 ヶ月以内にお申し出下さい。
- 取消料の算出は消費税、入場税等諸説を除いた基本宿泊料金を対象とします。
- 各宿泊施設により取消料が異なります。
- 宿泊当日、宿泊券に記載した人員より宿泊人員が減少した場合、お泊まりになった旅館・ホテル等で「不参加証明書」を発行いたしますので当社にご送付ください。この際に既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。その際に各施設の宿泊約款の料率による取消料をいただきます。

8. 免責事項

- 手配旅行契約では募集型企画旅行約款及び受注型企画旅行約款で定めるところの「旅程管理責任」「旅程保証責任」「特別保証責任」は負いません。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

9. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。

- 通信契約についても当社「旅行業約款手配旅行契約の部」に準拠いたします。
- 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- 通信契約の申込みに際し、会員は、申込みをしようとする「旅行サービスの内容」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- 通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。電話による申込みの場合は、申込みを当社が受諾した時に成立するものとします。また、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。
- 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

10. 個人情報の取扱いについて

- 当社は、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続のため、4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのために利用させていただきます。
- 上記 2.3.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に、書類又は電子データにより、提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当社担当者へご出発の 10 日前までにお申し出ください。

株式会社トラベルハート

(一社) 全国旅行業協会 保証社員 (一社) 福岡県旅行業協会 正会員
福岡県知事登録旅行業第 2-2 4 5 号 総合旅行業務取扱管理者：藤井 利春
〒822-0008 福岡県直方市湯野原 2 丁目 1-1 イオンモール直方 1 階
TEL：0949-29-0015 FAX：0949-29-0016